

台湾嘉義市・嘉義大学及び韓国釜山広域市とのスポーツ・文化・観光交流促進事業 委託業務仕様書

1 目的

本事業は、愛媛県と台湾嘉義市・嘉義大学及び韓国釜山広域市との間において、野球を切り口としたスポーツ・文化・観光の交流を促進することにより、本県の認知度向上及び交流人口拡大による地域経済の活性化につなげることを目的とする。

《背景》

愛媛県では、スポーツの垣根を超えた文化として根付く「野球」を活用し、野球を切り口とした国内外との交流促進等に取り組んでいる。このうち、直行便を活用した海外との交流として、令和5年から台湾嘉義市との友好交流の覚書に基づく相互交流を実施している。また、令和7年度からは韓国釜山広域市との少年野球交流を実施しており、交流の発展及び幅広い分野への展開を図っていくこととしている。

2 業務名

台湾嘉義市・嘉義大学及び韓国釜山広域市とのスポーツ・文化・観光交流促進事業委託業務

3 予算上限

5,289千円(消費税及び地方消費税の額を含む)を上限とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

5 委託業務

受託者は、委託者及び関係団体等と十分に連携し、(1)～(3)の業務を行うこと。

(1) 両地域との交流促進に関するプロモーション業務(特別番組制作・放映等)

次のア～ウを題材に特別番組を作成し、県内、台湾及び韓国の現地メディア等において放映・配信すること。

ア 台湾嘉義市及び嘉義大学との野球交流

- 嘉義大学野球部を招いた野球交流(委託業務(2))を実施し、その内容を紹介すること。
- 令和5年に嘉義市、令和6年に嘉義大学と友好交流に関する覚書を締結し、相互交流を継続的に実施している経緯を踏まえ、取組の背景等も紹介すること。

イ 韓国釜山広域市との野球交流

- 釜山リトルリーグチームを招いた野球交流(委託業務(3))を実施し、その内容を紹介すること。
- 上記に加え、令和8年7月19日(日)から22日(水)にかけて、リトルリーグ四国連盟選抜チームが釜山広域市を訪問し実施する野球交流の内容を紹介すること。
- 令和7年度から同市との少年野球交流に取り組んでいる経緯を踏まえ、取組の背景等も紹介すること。

ウ その他関連する内容

(例)

- ・台湾との野球交流の契機となった本県出身の指導者近藤兵太郎氏に関する事項
- ・友好交流促進の覚書締結に関する内容 等

(2) 台湾嘉義市・嘉義大学との野球交流業務（来県対応）

次の行程等を基本に、ア～ウの業務を行うこと。

《来県概要》	
人数：嘉義大学野球部 計 40 名程度（選手 25、監督・コーチ 5、応援団 10）	
日程：令和 8 年 8 月 13 日（木）～16 日（日）3 泊 4 日	
（想定）	
8/13	来県（直行便）、歓迎レセプション
8/14	観光、試合（15:00～）
8/15	観光、試合（15:00～）
8/16	帰国（直行便）

ア 嘉義大学野球部の来県対応（移動・滞在に係る行程作成、各種手配、同行）

- 台湾～松山空港間の往復旅費及び県内宿泊費については、嘉義側で対応するため、本業務には含めない。
- 県内移動（借上バス）、通訳（メイン、サポート）及び食事（昼食・夕食）については、受託者において対応すること。ただし、借上バスの費用について、1 日分（8/14 又は 8/15）は他の事業において負担するため、本業務委託料には含めない。
- 観光先は、とべもりジップライン及び松山城を基本案とする。利用料金は委託者において負担するため、本業務委託料には含めない。ただし、同等の費用の範囲内で、これらに代わる魅力的な観光先があれば積極的に提案すること。

イ 嘉義大学野球部と四国地区大学野球連盟選抜チームとの交流試合開催

- 球場は委託者において坊っちゃんスタジアムを仮予約済み。球場使用料は、受託者が対応すること。
- 試合運営は、四国地区大学野球連盟と連携し行うこと。運営に係る費用は、受託者が対応すること。

ウ 歓迎レセプションの開催

- 会場は松山大学を想定。事業の趣旨を踏まえ、観光 PR や伝統芸能の紹介など、観光や文化に関する企画も検討すること。

《台湾嘉義市・嘉義大学との交流において受託者が負担する経費》（基本的な見積項目）

業務	費用
来県対応 （移動・滞在）	バス借上（3 日分）、食事（昼食・夕食）、通訳（メイン、サポート）等
交流試合	球場使用料（坊っちゃんスタジアム）、試合運営（審判・運営スタッフ）、嘉義大学ユニフォームクリーニング代 等
歓迎レセプション	飲食費（両チーム、関係者、来賓等）（会場費や機材費含）、司会進行（台本作成含）、企画関係費（例：PR 動画作成、関係者への謝金・旅費等） 等
その他	一般管理費、雑費、予備費 等

※上記のほか、円滑な交流実施に必要なスタッフ、物資、サービス等は原則、受託者が対応すること。ただし、契約締結後に必要となった事項等について、委託者との協議により委託者側で費用負担又は契約増額も可能とする。

※天候不良や不測の事態が生じた場合の対応については、委託者と受託者で都度協議するものとする。

(3) 韓国・釜山広域市との野球交流業務（来県対応）

次の行程等を基本に、ア～ウの業務を行うこと。

《来県概要》	
人数：釜山リトルリーグチーム 計 30 名程度（選手 25、監督・コーチ 5）	
日程：令和 8 年 7 月 26 日（日）～29 日（水）3 泊 4 日	
（想定）	
7/26	来県（直行便）、歓迎レセプション
7/27	高校野球観戦又は観光 試合（①16:30～、②18:15～）（2 試合、ナイター）
7/28	観光又は高校野球観戦 試合（①16:30～、②18:15～）（2 試合、ナイター）
7/29	観光、帰国（直行便）

ア 釜山リトルリーグチームの来県対応（移動・滞在に係る行程作成、各種手配、同行）

- 韓国～松山空港間の往復旅費及び県内宿泊費、食事（歓迎レセプションを除く）、通訳（メイン）については、釜山側で対応するため、本業務には含めない。
- 県内移動（借上バス）及び通訳（サポート）については、受託者において対応すること。ただし、借上バスの費用について、1 日分（7/29 想定）は他の事業において負担するため、本業務委託料には含めない。
- 観光先は、とべもりジップライン及び松山城を基本案とする。利用料金は委託者において負担するため、本業務委託料には含めない。ただし、同等の費用の範囲内で、これらに代わる魅力的な観光先があれば積極的に提案すること。

イ 釜山リトルリーグチームとリトルリーグ四国連盟選抜チームとの交流試合開催

- 球場は委託者においてマドンナスタジアムを仮予約済み。球場使用料は、受託者が対応すること。
- 試合運営は、リトルリーグ四国連盟と連携し行うこと。運営に係る費用は、受託者が対応すること。

ウ 歓迎レセプションの開催

- 交流が十分に図られるよう、参加者同士の距離が近く、コミュニケーションが取りやすい会場を提案すること。
- 事業の趣旨を踏まえ、観光 PR や伝統芸能の紹介など、観光や文化に関する企画も検討すること。

《韓国釜山広域市との交流において受託者が負担する経費》（基本的な見積項目）

業務	費用
来県対応（移動・滞在）	バス借上（3 日間）、通訳（サポート） 等
交流試合	球場使用料、試合運営（審判・運営スタッフ） 等
歓迎レセプション	飲食費（両チーム、関係者、来賓等）（会場費や機材費含）、司会進行（台本作成含）、企画関係費（例：PR 動画作成、関係者への謝金・旅費等） 等
その他	一般管理費、雑費、予備費 等

※上記のほか、円滑な交流実施に必要なスタッフ、物資、サービス等は原則、受託者が対応すること。ただし、契約締結後に必要となった事項等について、委託者との協議により委託者側で費用負担又は契約増額も可能とする。

※天候不良や不測の事態が生じた場合の対応については、委託者と受託者で都度協議するものとする。

6 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を円滑に実施するため、必要な人員及び体制を確保すること。
- (2) 本業務の一部については、専門性(番組制作・放映、旅行業等)を踏まえ、あらかじめ委託者の承認を得た上で再委託することができるものとする。

なお、以下の業務については、それぞれ記載の団体と連携して実施すること。

- 嘉義大学野球部との試合運営：四国地区大学野球連盟
- 釜山リトルリーグチームとの試合運営：リトルリーグ四国連盟

7 成果品等

- (1) 業務完了報告書(成果報告及び収支決算書)
- (2) テレビ番組、イベント及び広報内容等を記録した電子媒体
(具体的には双方協議により決定)

8 留意事項

(1) 著作権

本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

また、本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利については、委託者に帰属するものとするが、本件以外で使用する場合は双方協議の上、決定することとする。

(2) 個人情報の保護

本業務の実施に際して知り得た個人情報について、漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者等と十分に連絡をとり、情報共有の上、随時協議しながら進めること。
- (2) 費用対効果、法令や環境、感染症等の安全に配慮した業務に努めること。
- (3) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと(人件費については、業務日誌を作成し、本業務への従事を明確にすること。)
- (4) 委託料は日本円で支払うこととし、支払先を海外の銀行に指定する場合は、海外送金手数料を受託者の負担とする。
- (5) 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

- (6) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
- (7) 本業務は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等については、必要に応じて委託者と受託者とで協議の上、対応することとする。
- (8) 本仕様書に明記のない事項又は疑義が生じた場合については、その都度委託者と受託者とで協議の上、決定すること。